

安倍改憲

自衛隊明記の危険

自衛隊が憲法に明記されることで、自衛隊の活動範囲をめぐる解釈・立法は全般的に再編成され、無制限の武力行使に道を開きます。

「斎藤隆元統合幕僚長は
「譲売」5月30日付インタ
ビューで、「戦力不保持」
との関連性を重視するあま
り、極端な専守防衛論議が
蒸し返されるようなことは
絶対に避けなければならぬ」

が「軍事力（自衛隊）で防衛をする」と定めれば、軍法や軍法会議を整備する根拠ができます。集団的自衛権の行使の議論の可能性が出てくるし、さらに「専守防衛」リ守りに徹するという原則も緩和されます。

「」として、航空機の航続距離を長くする」と多くの批判は的外れで、空中給油も許容すべしとの主張も行ってこなかつた。

改憲右翼団体「日本會議」
政策委員会で安倍晋三首相の
ブレーンの一人でもある伊藤哲夫氏らも、「憲法によ
つて自衛隊の活動が不必要
に制約される状況を放置し
てよいはずもない」「自衛隊
が憲法に明記されず、法的
には九条一項に反しないよ

「専守防衛」の原則も緩和

自衛隊が保有するくつ距歯ひみうが（海上自衛隊HPから）

しに「柔軟な」戦闘を可能にするよう求めて います。いわゆるポジティブリストのネガティブリスト化(できる行為のみを法律に定める)ではなく、禁止行為(外は何でもできるようにする)を可能とする主張です。自衛隊が従来の次元を超えて、活動範囲を広げる可能性があることを意識的に追求するものです。

自衛隊に対する制約は、憲法の下にあるかのじと認められるもの。憲法が自衛隊という「軍事力による防衛」を認めた途端、防衛活動に対する従来の規制は、全面的見直しに道を開きました。

9条2項と矛盾

9条2項と矛盾

専守防衛とは、日本への攻撃に対する反撃に際し、敵国領土内まで追撃した

り、相手国を降伏させ占領行政を行つたりはできないなどとする、抑制的な防衛原則です。

「戦力不保持」規定が「空文化」

うが（海上自衛隊HPから）

自衛隊が保有するへり空母ひゅ
した「柔軟な」戦闘を可能
にするよう求めています。
いわゆるポジティブリスト
のネガティブリスト化（で
きる行為のみを法律に定め
るのではなく、禁止行為以
外は何でもできるようにす
る）を可能とする主張で
す。自衛隊が従来の次元を
超え、活動範囲を広げる可
能性があることを意識的に
追求するものです。

自衛隊に対する制約は、
憲法の下にあるからこそ認められるもの。憲法が自衛隊として「軍事力による防衛」を認めた途端、防衛活動に対する従来の規制は、全面的見直しに道を開きます。

伊藤氏の共著は、「不必
要な制約」の例の一つとし
て「(防衛の戦闘) 現場で
の臨機応変の対応が難し
く、逆に自衛隊員を不要な
危険にさらす」ことをあ
げ、いちいちの法的権限な
じみどりの条2項の「陸海
空軍その他の戦力は、これ
を保持しない」とは矛盾
しない2項を空文化させ
ると指摘。「近代戦争
遂行能力を備えた自衛隊が
『戦力』に至らないといわ
れても、普通の人はまず理
解できない。国際社会から
見れば軍隊だ。首相の案
は、国民が『おかしくよね』
と思ってさることを憲法で
固定する」とし、「やつでは
ない書き方があるなら教え
てほしい」と述べています。

「空文化」とは、憲法の
規定が無意味で規制する力
のないものになってしま
うことです。実態的には、戦
力である自衛隊が憲法上
の存在になれば「戦力不保
持」規定の意味はなくな
り、自衛隊に対する規制も
及ばなくなるといった指摘で
す。(つづけ)